

医療法人社団関川会介護老人保健施設ひぐらしの里 (介護予防) 訪問リハビリテーション 運営規程

(運営規定の主旨)

第1条 医療法人社団関川会が開設する介護老人保健施設ひぐらしの里（以下「当事業所」という）が実施する指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション（以下「訪問リハビリテーション等」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という）に対し、適正な指定訪問リハビリテーション等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当事業所の従事者は、要介護者等が、居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2 指定訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するようその目的を設定し、その目的に沿ったリハビリテーションを計画的に行う。

3 指定訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、関係区市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

4 訪問リハビリテーション等の提供に当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 当事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 事業所 : 医療法人社団関川会介護老人保健施設ひぐらしの里
- (2) 開設年月日 : 平成18年4月1日
- (3) 所在地 : 東京都荒川区西日暮里1丁目4番1号
- (4) 電話番号 : 03-3803-5153 FAX番号 : 03-3806-6808
- (5) 管理者 : 三浦 康子
- (6) 介護保険指定番号 : 1371801158号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 指定訪問リハビリテーション等の従業者の職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

- ・ 管理者 1名

管理者は、指定訪問リハビリテーション等の従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

- ・ 従業者の職種及び員数

医師 1名

理学療法士 3名

従業者は、利用者に交付した訪問リハビリテーション計画に基づき、適正な指定訪問リハビリテーションを提供する。

(営業日及び営業時間)

第6条 当事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ・ 営業日：月曜日から土曜日とする。※年末年始を除く。
- ・ 営業時間：午前9時から午後5時30分までとする。

(利用料等その他の費用の額)

第7条 指定訪問リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとし、当該指定訪問リハビリテーション等が法定代理受領サービスである時は、その額の1割、2割又は3割とする。

- 2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、荒川区とする。

(相談・苦情処理)

第9条 当事業所は、利用者及びその家族からの相談・苦情等に対する窓口を設置し、指定訪問リハビリテーション等に係る利用者からの要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

- 2 当事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。

(事故発生時の対応)

第10条 当事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。

- 3 当事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第11条 当事業所は、利用者の人権擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。

- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。

- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第12条

当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2

当事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3

当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第13条

当事業所は、従業者の資質向上を図るため、次に掲げる研修の機会を設け、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 3ヶ月以内

(2) 継続研修 年2回

2

当事業所は、適切な訪問リハビリテーション等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問リハビリテーション等従事者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

3

当事業所は訪問リハビリテーション等従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めるものとする。また、当事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じるものとする。

4

従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

5

従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

6

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団関川会介護老人保健施設ひぐらしの里が定めるものとする。

附則

この規定は、平成15年4月1日から施行する。

この規定は、平成19年4月1日から施行する。（一部変更）

この規定は、平成19年9月1日から施行する。（一部変更）

この規定は、平成26年6月1日から施行する。（一部変更）

この規定は、平成27年5月1日から施行する。（一部変更）

この規定は、令和3年4月1日から施行する。（一部変更）